

令和3年度 いわき市次世代自動車等導入促進補助制度のご案内

いわき市では、利用段階で二酸化炭素など温室効果ガスを排出せず、利便性やエネルギー効率が高いうえ、災害時にも利用できるなど、次世代エネルギーの一つとして期待される水素等の利活用を促進するため、市民や市内事業者の方々が次世代自動車等を導入する際に、購入費用の一部を補助しています。

1. 申請受付期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（予算額に達した時点で受付終了）

2. 補助対象車等の補助額

補助対象車等	補助額
燃料電池自動車（新車に限る）	20万円/台
電気自動車（新車に限る）	5万円/台
可搬型外部給電器（未使用品に限る）	5万円/台

3. 補助の対象となる要件

- 以下の①～③のいずれかに該当すること
 - 市内に住所を有する個人
 - 市内に事業所等を有する法人（国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く）
 - ①、②に対して補助対象車のリース販売を行うリース事業者
- 補助対象車を新車（初度登録）で導入すること
- 可搬型外部給電器は、燃料電池自動車及び電気自動車（以下「次世代自動車」という。）の導入にあたり当該補助を受けたことがある者、又は受けようとする者で、補助対象となる当該機器は、次世代自動車1台につき1台
- 車両の初度登録が令和3年1月1日から令和3年12月31日までに行われていること
- 可搬型外部給電器は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までに導入された未使用のものであること。
- 導入する補助対象車について、専ら自家用に供し、自動車車検証における使用の本拠の位置が本市内であるとして登録されていること
- リース事業者が申請者の場合は、補助金相当額が使用者の負担するリース料に充当されること
- 自動車販売業者が使用者になる場合は、車両、又は可搬型外部給電器の販売促進活動に使用されない（車両にあっては、同車種の車を販売する見込みがない）こと
- いわき市税を完納していること
- 補助を受けようとする車に対する当補助金以外の市の補助金、交付金等を受けていない又は受ける予定がないこと
- いわき市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は社会的非難関係者※でない方（※ 社会的非難関係者は、提出書類「暴力団等反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書」下段をご参照ください。）

4. 手続きの流れと申請書類



裏面参照

《申請及び問い合わせ先》

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地

いわき市 生活環境部 環境企画課 環境企画係（市役所本庁舎6階）

電話（0246）22-7528 FAX（0246）22-7599

手続きの流れと申請書類

1. 導入完了=初度登録日

＜提出書類＞

＜共通＞

- ①補助金等交付申請書
- ②自動車車検証の写し
 - 両面ともコピーすること
- ③対象車等の購入費が確認できる書類の写し（領収書又は契約書等）
 - 対象車等に係る経費の記載がない場合は、別途内訳書等を添付
- ④暴力団等反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書
- ⑤市税完納証明申請書（コピーは不可）
 - 発行日から3か月以内のもの
- ⑥口座振替依頼書（金融機関の通帳の写しを添付）
- ⑦その他市長が必要と認める書類

＜可搬型外部給電器＞

- ⑧機器の規格、構造等が分かるパンフレット等

＜申請者が個人の場合＞

- ⑨住民票（コピーは不可）
 - 自動車車検証記載の「所有者の住所」への居住が確認できるもの
 - 発行日から3か月以内のもの
 - マイナンバーが記載されていないもの

＜申請者が法人の場合＞

- ⑩以下(i)～(iii)のいずれか1つ（コピーは不可）
 - (i)登記簿謄本
 - (ii)現在事項全部事項証明書
 - (iii)履歴事項全部証明書
- 自動車車検証記載の「所有者の住所」への所在が確認できるもの
- 発行日から3か月以内のもの

＜申請者がリース事業者の場合＞

- ⑪賃貸借契約書の写し
- ⑫貸与料金の算出根拠明細書
- ⑬以下の(i)～(ii)のいずれか1つ
 - (i)使用者が個人の場合…使用者の④、⑤及び⑩に係る書類
 - (ii)使用者が法人の場合…使用者の④、⑤及び⑪に係る書類

2. 申請

3. 交付決定

⇒「補助金等決定通知書」を市から申請者に送付

4. 交付請求

＜提出書類＞

- ⑭補助金等交付請求書（申請時に預かることも可）

5. 補助金振込

⇒ 補助金等交付請求書の受理日から、おおよそ1か月後に補助金振込

特記事項

- 複数台の車を同時に申請する場合は、車両別に提出書類一式を提出してください。その際、内容の重複する書類（住民票等）は、原本のほかコピーを1部提出することが可能です。
- 書類に不備がある場合は、申請書を受理することができませんのでご注意ください。